

# IAASB会議報告（第49回会議）

## ニューヨーク会議

国際監査・保証基準審議会メンバー せきぐち ともかず 関口 智和

※IAASB：国際監査・保証基準審議会

国際監査・保証基準審議会（IAASB：International Auditing and Assurance Standards Board 「アイ・ダブル・エー・エス・ビー」と発音）は、国際的な監査及び保証基準を開発している。今回の会議（第49回<sup>1</sup>）は、2012年12月10日から13日にかけてニューヨーク（米国）において、メンバー及びオブザーバーが出席の上、開催された。日本からは、筆者がメンバーとして出席したほか、金融庁（企業会計審議会）より、五十嵐則夫委員（横浜国立大学教授）がオブザーバーとして出席した。本稿において、会議の概要について紹介したい。

### 1 公表物の検討

#### (1) 監査品質のフレームワーク

IAASBは、監査品質に関するプロジェクトに関して、2011年1月に「監査品質：IAASBの見解」という比較的簡潔な文書を公表している。その後、IAASBは、監査品質のフレームワークに関する文書の開発に着手しており、今回の会議では、協議文書の公表に向けた議論が行われた。議論の結果、これまでの検討を踏まえて修正された文案について一定の修正が行われた上で、同文書を協議文書として承認することが全員一致で議決された。なお、協議文書の概要については、コラム（29頁）をご参照いただきたい。

### 2 論点の検討

#### (1) 監査報告

IAASBは、監査報告の見直しに向けた取組みを進めており、2012年6月に監査報告書の文例を示したコメント募集文書「コメント募集：監査人の報告書の改善」（コメント期限：2012年10月）を公表している。今回の会議では、コメント募集文書に対して示された意見（コメントレター164通）を踏まえ、2013年6月に予定されている公開草案の公表に向けた議論が行われた。議論における主な内容は、次のとおり。

#### （監査人によるコメント）

- コメント募集文書で提示した監査人によるコメントの考え方について、全体として支持するコメントが多かったことを踏まえ、これを公開草案に組み込む方向で検討を進める。
- 監査人によるコメントの検討に当たっては、監査人が企業の情報に関する当初の提供者とならないように留意すべきとの意見が多く

寄せられたため、この点について十分に注意を払って検討を進める。なお、「監査人によるコメント」という名称は、監査人が企業に関する主観的なメッセージを述べるとの誤解を与える可能性があり、適切でないとの指摘があったことから、名称を変更する方向で検討を進める。

- 監査人によるコメントとは別に、現行のISA706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」における強調事項の考え方について維持する方向で検討を進める。また、その他の事項区分の考え方についても、維持することが必要か否か等について検討を行う。
- 監査人によるコメントに含むべき内容について、企業に関する情報を単に参照する方法は有用でなく、監査に関する情報（例えば、監査範囲の決定、重要性の基準値

の決定、特別に検討を必要とするリスクの識別等)により焦点を当てるべきとの見解があったことから、これについて具体的な検討を行う。また、監査人によるコメントとして記載すべき事項を判断する枠組み(又は、要件)を明確化する方向で検討を進める。

- ・ 上記と並行して、監査人によるコメントの目的(コメント募集文書では、「監査人の判断において、監査済財務諸表又は監査に関する利用者の理解にとって最も重要である可能性が高いと考える事項について、透明性を提供すること」とされていたもの)についても見直しを行う。
- ・ 監査人によるコメントについては、当面、上場企業の監査に適用を要求する方向で検討を進める。但し、各国において適用対象を追加することは妨げないほか、適用対象を社会的に影響度の高い事業体の監査に広げるべきか等に留意しつつ、基準適用後にレビューを行う。

#### (ゴーイング・コンサーン)

- ・ コメント募集文書で提示したゴーイング・コンサーンに関する記述について、全体として支持するコメントが多かったことを踏まえ、これを公開草案に組み込む方向で検討を進める。但し、監査人によるコメントにおいて、強調事項区分を維持するとした場合、その影響について留意する。

#### (その他)

- ・ 監査報告に関する基準の適用について、各国における法令の相違に留意しつつ、可能な限り適用の整合性を確保できるように、ISA 700「財務諸表に対する意見の形

成と監査報告」第43項の考え方を維持する方向で検討を進める。

#### (2) ISA610「内部監査人の業務の利用」

IAASBは、2011年12月会議において、ISA610「内部監査人の業務の利用」及びISA315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」の改訂作業を最終化している。但し、ISA610の改訂のうち、直接支援(外部監査人の指揮、監督、査閲の下、監査手続の実施のために内部監査人を利用すること)の部分については、IAASBとしての審議は一旦最終化しているものの、国際会計士倫理基準審議会(IESBA)による関連した審議(「業務チーム」の定義を見直して、直接支援を行う内部監査人を業務チームの範囲外とする修正提案)が途上であるため、この審議結果を待つこととした。このため、直接支援の部分については直ちに基準の一部として公表せず、内部監査機能の業務の利用に関する事項に限って公益監視委員会(PIOB)の承認を得て、最終版として公表している。

今回の会議では、IESBAによる「業務チーム」の定義に関する公開草案(コメント期限:2012年5月31日)に対して寄せられたコメントを踏まえ、IAASBとして対応を要する事項があるか否かについての議論が行われた。議論の結果、主に、規制当局から寄せられたコメントを踏まえ、一旦審議を最終化した直接支援に関する要求事項及び適用指針のうち、一部について修正することが合意された。しかし、IAASB会議の週に並行して行われていたIESBAによる審議が最終化されなかったため、IAASBとしても、次回の会議以降に

同基準の最終化に向けた議論を持ち越すこととされた。

#### (3) ISAE3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」

IAASBは、現行の国際保証業務基準(ISAE)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」の適用において得られた経験等を踏まえて要求事項や適用指針を拡充するとともに、クラリティ起草方針を採用するため、2009年3月以降、ISAE3000の改訂作業を行っており、同時に、保証業務のフレームワークやその他関連する基準についても適合修正に向けた検討を行っている。

今回の会議では、ISAE3000の公開草案に対して寄せられたコメントを踏まえ、直接業務(ダイレクト・エンゲージメント)<sup>2</sup>の定義、限定的保証業務において必要な手続、ISAE3000に準拠して業務を実施し得る実務家の定義等について検討がされた。今後、直接業務に関連する部分についてISAE3000から切り離すべきか等にも留意しつつ、引き続き、検討することが予定されている。

#### (4) 開示情報の監査

IAASBは、近年における財務報告に関する規制や基準が財務諸表の注記情報の監査に与える影響を踏まえ、開示情報の監査に関してISAの改訂や個別の開示情報についてのガイダンスの公表を行うべきかについて検討を続けている。

今回の会議では、タスクフォースによる暫定的な分析が提示された上で、今後の進め方について基準ごとに議論が行われた。議論においては、タスクフォースによる暫定的な分析(ISAの要求事項について大幅な改訂は必要ないものの、開示情報に関する重要性の考え方等について適用

ガイドランスの拡充を図ることが必要) について、概ね支持が示された。IAASBは、基準の修正と基準適用に当たっての適用ガイドランスの開発のうち、いずれを優先すべきか等に留意しつつ、引き続き、検討を続けていくことを予定している。

〈注〉

- 1 電話会議による会議の開催は除く。
- 2 直接業務（ダイレクト・エンゲージメント）は、従来、「ダイレクト・レポーティング業務」と呼ばれていた業務について、測定・評

価者の観点から定義を見直した上で、用語を変更したもの。主に、公的部門の監査において行われている保証業務の類型。

## コラム 協議文書「監査品質のフレームワーク」について

### 1. 本プロジェクトの経緯

IAASBは、2013年1月に、協議文書「監査品質のフレームワーク」（コメント期限：2013年5月）を公表している。「監査品質」という用語は、利害関係者によるコミュニケーションや政策決定の議論において頻繁に用いられるものの、明確な定義や共通の認識がない。また、質の高い監査が総合的に実施されるためには、実際には、多くの要因が関係している。このため、IAASBは、監査事務所やその他の利害関係者が各々の環境下において監査品質を更に向上させる措置を考える上でも、これらの要因について体系的な説明を行うことに価値があると考え、2011年から「監査品質のフレームワーク」の開発に着手している。

### 2. 協議文書の概要

協議文書では、以下の章より構成される監査品質のフレームワーク（案）を提示している。

- 監査品質を定義することの難しさ
- 監査品質のフレームワークに関する体系…フレームワークの全体像について記述
- インプット要素…監査品質に影響を与えるインプット要素（価値/倫理/態度、知識/経験/時間、監査プロセス/品質管理手続）に関して、エンゲージメントレベル、事務所レベル、国レベルでどのような取組みが可能かについて説明
- アウトプット要素…監査品質（又は、監査品質への見解）に影響を与えるアウトプット要素に関して、エンゲージメントレベル（監査人、企業、監査監督当局による取組み）、監査事務所及び国レベル（監査事務所及び監査監督当局による取組み）でどのような取組みが可能かについて説明
- 監査品質に影響を与える財務報告のサプライチェーンにおける主要な相互関係…主要な関係者（監査人、経営者、ガバナンス責任者、財務諸表利用者、規制当局）間の相互関係が、監査品質にどのような影響を与え得るかについて説明
- 背景要因…監査品質に影響を与え得る背景要因として、事業慣行や商法、財務報告に関連する法令、財務報告の枠組み、コーポレート・ガバナンス、情報システム、財務報告の期限、文化的な要因について説明
- 特別の監査に関連する考慮事項…公的部門、及び、小規模企業の監査に特別の考慮事項について説明
- 別添（探求すべき領域、利害関係者への調査結果）

### 3. 探求すべき領域

IAASBは、監査品質のフレームワーク（案）を開発する過程で、監査品質をグローバルなベースで向上させるために考慮すべき領域として、次の事項を識別している。

- ① 監査事務所のガバナンスの取決めを評価するためのグローバルなガイドランスを開発すること
- ② 監査事務所がパートナーやスタッフを採用、評価、昇進、報賞する際に、監査品質に関連する能力の評価方法について共通の理解を確立すること

- ③ 監査事務所が監査契約を解除する又は継続しない場合等において、監査事務所間の情報共有を改善すること
- ④ 監査品質を向上させるとともに、監査品質を利用者に理解できるようにするために、監査の検査活動が更に採り得る措置について検討すること
- ⑤ 監査人の処分を決定する権限を有する各国当局が、各々の取決めの有効性を評価するために、情報交換を行うことに価値があるかについて検討すること
- ⑥ 過去の監査の失敗事例から学び、体系的な問題を識別し、これに対処するために、規制当局、監査事務所等により、「根本的な原因」及びベスト・プラクティスについて検討すること
- ⑦ 監査報告書の情報価値を高めるとともに、監査の価値に対する見解を向上させること
- ⑧ 特に、金融サービスセクターについて、監査人と規制当局の間の双方向のコミュニケーションを改善すること
- ⑨ 外部監査の品質の評価に関する監査委員会の役割について、国際的な調和を促進するような取組みを行うこと
- ⑩ 監査委員会が、実施した作業、対処した主な論点、結論に至った理由について、財務諸表利用者に対してより多くの情報を提供するように奨励すること

#### 4. 今後の予定

IAASBは、協議文書に寄せられたコメントを踏まえつつ、主要関係者への協議を行った上で、可能であれば、2013年中にフレームワークを最終化することを予定している。さらに、IAASBは、フレームワーク完成後、関係者による利用を促進するために、フレームワークをベースとしてツールや質問票を開発するとともに、「探求すべき領域」として識別した事項に関して、IAASBが採り得る措置について、具体的な検討を行っていくことを予定している。